

平成28年度 予算編成方針

松原市

1. 基本的な考え方

今後さらに進展する少子高齢化・人口減少社会において、市税をはじめとする収入に大きな伸びが見込めない一方、社会保障関連経費や公共施設の維持・更新に係る経費については一層の増加が見込まれ、より厳しい財政運営が予想されることである。

しかしながら、市長が2期目に「市民との約束」で掲げた事業を実現し、『便利なまち』づくりを進め、『雇用』を生み出し、『人』が集まるまちへと進化していくには、セーフコミュニティで取り組む市民との協働のほか、徹底したその成果の検証、また、予防施策の拡充をはじめ、企業誘致による雇用の創出や人口獲得の取り組み、公有財産の有効活用や適正な受益者負担などといった、自主財源の確保、さらに民間と比較した直営事業の見直しなど、経費の削減に取り組む必要がある。

平成28年度予算は、多様化する市民ニーズに対応するのみならず、地域活性化・定住人口獲得・地方創生といった構造的な課題に対処し、次世代に安心・安全なまち日本一を繋げていくために、下記に示す取り組みに対して重点的な予算の配分を行うとともに財政規律のバランスを図りながら、「挑戦し続ける 元気あふれるまち まつばら」の実現にむけて、引き続きスピードを持って達成していくよう、以下の基本方針に基づき予算の編成に取り組むものとする。

1) 安心・安全なまち日本一に！！

- セーフコミュニティの取り組み
市民との協働、取り組みの検証を活かし、
事故やけがを未然に防ぐ予防の推進と次世代のパートナーづくり
セーフスクール国際認証の取得へ向けた取り組み及び他校区への波及
自転車の交通安全・事故予防
高齢者の安全対策
- 犯罪防止対策ネットワークづくりの推進
自転車盗の防止
特殊詐欺防止
防犯カメラ・防犯灯の設置の推進
- 安心・安全な道路環境の整備
生活道路における狭隘道路の拡幅
歩道設置や歩道の段差解消等
- 災害・事故に強いまちづくり
配水管（基幹管路）の更新・耐震化

デジタル防災行政無線の整備

都市災害に備えた排水機能の強化（雨水管の整備、雨水取込口の設置）

消防力の強化（消防団の強化育成）

地域の自主防災組織の強化と次世代の育成

- 空き家等への対策の推進
（空き家等の適性管理の指導・除却又は利活用の促進）

2) 健康で心安らかに暮らせるまちづくり

- さまざまな年代の市民が集う拠点として（仮）元希者センターの活用
- スポーツに親しめる環境づくり
（市スポーツ施設及び専門指導員の活用、指導者の育成）
- 予防接種・健康診査の受診率の向上

3) 地域活性化への取り組み

- 幹線道路沿道等の計画的な土地利用
天美B地区土地区画整理事業及び周辺道路の環境整備
天美地区における宿泊施設の誘致
新堂地区のまちづくり
- 海外都市との連携（教育、スポーツ、文化、産業など幅広い国際交流）

4) 人口獲得策と次世代育成への取り組み

- 地方版総合戦略の活用 「まち・ひと・しごとの創生」
- 企業誘致による雇用と働きやすい環境の創造（社宅制度など）
- 子育て世帯が住みたくなるまちづくり
子ども・子育て支援事業計画の確実な実施
通年の待機児童ゼロへの取り組み
（新堂保育園の建替え・四つ葉幼稚園の3歳児からの受入）
（病後児保育事業の充実）
在宅子育て支援世帯への取り組み
（（仮）元希者センターへの子育て支援センター併設）

5) 情報発信力の強化、松原市の魅力・付加価値の向上

- 松原市のさらなるPR（観光親善大使の活用、まつばらマルシェ等）
- ふるさと納税のさらなる獲得
- 市民との協働による情報発信（市民コンシェルジュ・市民PR隊）

6) 持続可能な財政の確立

- 「事業の選択と集中」による重点化の徹底
(限られた財源と資産を有効活用する為、費用対効果、事業の優先順位を検証)
- 歳入確保と歳出抑制の取り組み
受益と負担について、コストに見合う適正な価格となっているか、定期的に検証を行う

市税、国民健康保険料、上下水道使用料、市営住宅使用料、保育料、給食費などについても、善良な納税者が不公平感を持つことのないよう、あらゆる手段を用いて徹底した滞納対策を行うこと。

アルバイト、嘱託職員において単に前例や慣例にとらわれることなく、現行の業務内容や人員の配置の見直しを図り、抑制すること。

また、その専門性、業務量から真に必要な場合であっても、必要最小限となるよう見直すこと。

- 公有財産の有効活用と整理・統合
図書館(分館)の整理・統合

旧市立天美南学校給食センター跡地、弁天池、市営住宅用地、若林地区、天美我堂配水場、阿保第2浄水場、事業の残用地

- 新制度への対応
マイナンバー制度
地方公会計制度
人事評価制度

◎予算要求に当たって

全ての事業において決算内容の効果や経費の検証を行い、既存事業についてはゼロベースから見直し、要求すること。特に当初の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。また、新規事業については、既存事業の廃止又は新たな財源の確保を必ず行うこと。

非常勤職員などの配置については、正規職員との役割分担を明確にし、その必要性、専門性についてゼロベースで「検証」し見直すこと。

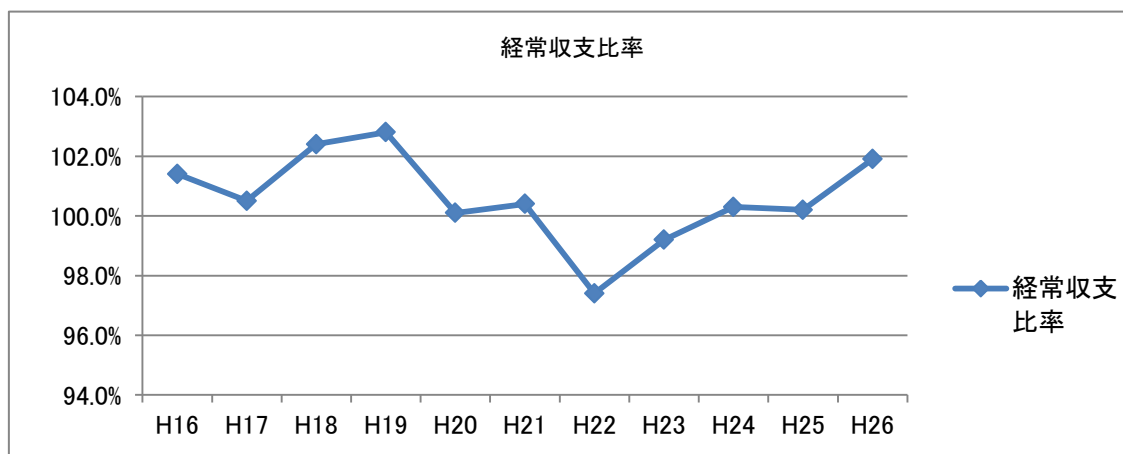
2. 本市の財政状況と見通し

平成26年度普通会計決算	
歳入総額	424億6,839万9千円
歳出総額	420億4,363万2千円
実質収支	2億1,018万8千円 (黒字)
単年度収支	9,425万円 (赤字)
経常収支比率	101.9%
平成26年度末基金現在高	16億4,576万円

※基金現在高は、財政調整基金、減債基金、公共施設整備事業基金の合計である。

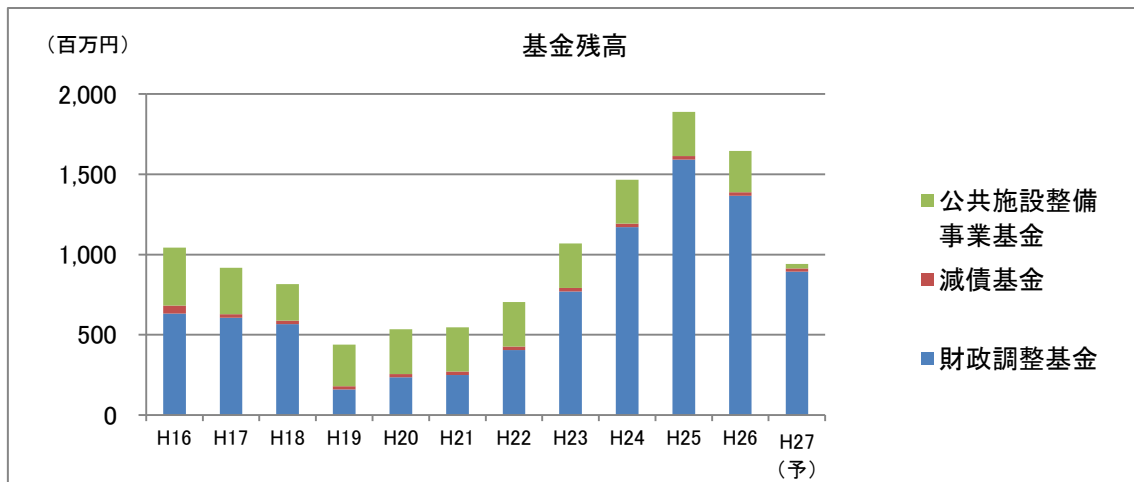
平成26年度の普通会計決算は、歳入においては、地方消費税交付金の増加のほか、企業業績の一部回復等により、3年ぶりに市税収入が増加したものの、歳出においても、消費税の増税に伴う人件費や物件費への影響に加え、社会保障経費の拡充や低所得者向け対策の実施などにより、扶助費や繰出金でも大きく増加するなど、非常に厳しい財政状況となっています。

そうした中、国や府など、特定財源を活用した事業を行い、また、人件費の独自カットや指定管理者制度の導入などの行革効果額、さらに繰越金や基金繰入金などの活用と併せて収支の健全化を図り、実質収支で2億10百万円の黒字を堅持しています。なお、単年度収支は94百万円の赤字となっています。



また、財政構造の弾力性を示す、経常収支比率は、プラス人勧の影響などにより人件費で1億66百万円増加したほか、扶助費で1億34百万円、繰出金で1億55百万円、それぞれ増加した一方、歳入の経常一般財源は地方消費税交付金での増加額が一部限定的となったことなどから、1.7ポイント増加の101.9%となるなど、硬直化が進む結果となっています。

現在、国内景気は緩やかな回復基調にあるとされているものの、一部企業を除き、中小企業や個人にまで景気回復の恩恵が及んでいるとは言えず、今後は海外景気の不安定要因など国内景気に影響を及ぼすおそれがあり、地方交付税や国庫・府支出金などの依存財源比率が高い本市においては、国の財政支援の方針に左右されるなど、先行きは不透明な状況にあります。



※H27年度は予算ベースの数値。

このような中、本市の財政状況は、高齢化の進展や子ども・子育て支援新制度の開始など、ますます増大する福祉関連経費や老朽化に伴う公共施設の維持管理経費・更新経費などを考えると、依然として厳しく、年度間の財源調整機能を持つ基金現在高が16億46百万円と少ない状況においては、今後の財政運営を中長期的に見た場合、楽観視できない状況となっています。

そのため、職員一人ひとりが危機意識をもって財政健全化に向けてこれまで実行してきた行財政改革をさらに推進することはもちろん、創意と工夫と努力によって、引き続き市民サービスの質的向上に努めるとともに、無駄を排除し、歳入に見合った歳出規模と、予算の適切かつ効率的な執行により、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立していく必要があります。

3. 重点見直し項目

厳しい財政状況や事業に要するコストを職員一人ひとりが改めて認識し、限られた財源と資産を有効活用するため、事業の目的や手段、市民ニーズ、対象の範囲、財源、事業効果、優先順位や民間のノウハウの導入、事業の統廃合など、様々な検討を十分に行い、真に必要な事業について要求すること。また、下記に示す項目については特に留意すること。

1) 歳入確保の取り組みと新たな財源の確保

今後も持続的に安定した行政サービスを提供していくために、売却可能資産の洗い出しや遊休資産の利活用、企業立地促進の推進による長期的な税収入の拡大、民間や他市で実施している歳入増加策の取り入れなど、金額の多寡にかかわらず財源の確保に努めること。また、既存事業であっても、新たな財源が獲得できないか、あらためて検証すること。

市税及び税外未収債権について、市民負担の公平性の確保及び収入増を図る観点から、実効性、効率性のある積極的な対策を講じ、未収債権の回収と新たな未収債権を発生させない取り組みを進め、収入の確保を図ること。

2) 事業の選択と集中による重点化の徹底

限られた財源の中で新規事業や重点事業の拡充などに対応するため、各部において全事業の緊急性・必要性・事業効果等の観点から事業の優先順位を検証し、類似事業の統合、必要性や効果が低い事業などについては廃止といったスリム化を図ることはもちろん、継続事業についても、毎年度同様の経費が掛かるという観念を捨て、合理化・効率化を図り、コスト意識を徹底して経常的経費の削減に努めること。

また、他部局との連携により事業効果や効率性を高められるものについては、縦割りにならないよう積極的な連携を図り、事業効果を最大限高めた上で、予算要求することとし、新規事業等の立ち上げについては、スクラップ&ビルドを原則とすること。

3) 公有財産の有効活用と整理・統合

今後、公共施設の老朽化による維持管理コストの増加が見込まれることから、施設の統廃合等を含めて、将来にわたって最適な維持管理、運営が行えるよう公共施設等の在り方について検討を行うこと。

また、公共施設の統廃合により不要になるような遊休資産等については、積極的に有償貸付や売却処分を検討すること。

なお、図書館については、現在の分散型から図書館機能を中央へ集約するとともに、分館については、希薄化している地域のコミュニティの活性化を図るため、地域の方が集えるコミュニティスペースや緊急時の避難場所として活用するなど、分館の整理・統合にあたり、有効な活用方法について検討し、早急に進めること。

4) 民間活力の導入

多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、行政サービスを向上させるため、既存施設の活用に地域や民間の人財を用いるなど、各事業において民間委託や指定管理者制度の導入だけでなく、協働の視点から民間の活力の導入を検証すること。

5) 事務事業の把握と説明責任

予算要求書については、事務事業の目的や見直し項目、要求金額、財源構成など、特に国・府の新制度について留意し、担当部署内で十分協議、検討の上作成すること。

また、所属長においては説明責任を果たすべく、財源を含めた内容を完全に把握した上で予算ヒアリングに臨むこと。

6) 事業の早期完成

投資的経費をはじめとするすべての事業について、予算執行する上で、障害となる課題や問題点を事前に抽出・把握しながら、あらかじめ対処しておくなど、事業の早期着工、早期完成に努め、行政サービスの早期実現を図ること。

4. 特に留意すべき事項

1) 次世代に広めるセーフコミュニティの取り組み

セーフコミュニティの取り組みについては、次世代のパートナーづくりに向けて、学校やPTA、地域の方々と協働で取り組むこと。また、セーフスクール国際認証の取得を目指した取り組みについては、三中校区のみならず、他校区へも波及させること。

さらに、これまで市民や各種団体との協働により、交通安全対策、子どもや高齢者の安全対策、災害時の安全対策、自殺予防対策、犯罪の防止対策を行ってきたが、引き続きその検証を進めるとともに予防活動に取り組み、より安心・安全なまちづくりを目指す。

2) 情報発信力の強化による松原市の魅力アピール

行政からの情報発信だけでなく、市民との協働による情報発信（市民PR隊）に取り組みつつ、新たに観光親善大使に就任された「フランプール」、「マッキー」や「まつばらくん」などを全面的に押し出して、松原市の魅力発信を促進すること。

3) 産学官の連携

松原商工会議所・阪南大学・松原市の「産学官包括連携協定」に基づき、それぞれの持つ、知的・人的・物的資源を活用し、地場産業の支援・新たな産業の創出など、地域の活性化を図る。

4) 環境問題に向けた取り組みの推進

冷暖房の抑制、間引き照明などの光熱水費について、一層の経費節減に努めるとともに、自転車の活用、両面印刷の徹底やペーパーレス会議による紙使用量の削減など、環境の視点も重視すること。

5) 一般事務費の枠配分

「一般事務費」については、枠配分の方式により前年度予算額の10%以上を減額した上で予算配分を行うので、各課は限られた財源の中で、主体性と自主性を発揮し予算要求に取り組むこと。よって、予算執行時における流用は認めないので留意すること。

6) 予算編成過程の情報公開

本年度も予算編成過程における情報公開を行うため、各事業の必要性、事業費の積算、財源等について、対外的に説明責任が果たせるよう各担当部署内で十分議論すること。

7) 横断的な事業の展開

複数の部課等に関連する事務事業について、「縦割り」にならないよう、担当部課間で事前に協議、整理の上、事業効果や効率性を十分検討すること。

8) 組織及び職員定数

非常勤職員の配置については、正規職員との役割分担を明確にするとともに、その必要性、専門性についてゼロベースから検証し見直しを図ること。

また、新規事業の実施など、事務量の増加に伴う所要人員については、組織や既存事業の見直しを徹底することを基本に、中長期的な視点で措置するものとする。

9) 特別会計の予算編成

特別会計の予算編成については一般会計に準じて行うが、独立採算の原則に基づき、当該会計の経営効率の改善と自主財源の確保を図り、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう留意すること。

特に累積赤字のある会計は、中長期的な視点で、適正な料金体系の算定や収納率向上の取り組みなど、徹底した内部努力を尽くし、累積赤字の解消を図ること。

5. 個別的経費

◆ 歳入

1) 市税

市税は歳入の根幹をなし、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢（景気動向・企業業績等）に十分留意し、課税客体を的確に捕捉し、適正に見積もること。

また、納税意識の啓発及び口座振替の推進等の徴収事務の効率化や税の負担公平の原則に基づき、滞納繰越分についても一層の対策強化を図る等、徴収率の向上に努力を払うこと。

2) 地方交付税、各種譲与税・交付金など

地方財政計画や府の予算編成の動向を十分勘案の上、的確に見積もること。

3) 使用料及び手数料など

使用料、手数料及びこれらに準ずる収入については、過去の実績及び将来予測により利用（使用）者数を把握し、的確に見積もること。なお、これらは特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の観点から、対象事務に係る経費との差が著しいものなどについては見直しを行い、減免等の措置については適正化を図ること。

また、徴収手続きについては、法令の定めのとおり運用し、収入未収金が生じることのないように十分注意すること。

4) 国庫、府支出金

国庫、府支出金については、制度の内容、補助率、対象経費を十分把握するとともに、制度改正に留意し的確な額を計上すること。

また、国の経済対策や地方創生の施策等については、関係機関との連絡を密にしながら情報収集し、積極的な財源確保に努めること。

なお、補助制度の活用は積極的に図ることとするが、事業の緊急性や効果、将来負担（更新費用・ランニングコスト）などを十分検討し、安易な補助事業の実施は厳に慎むこと。

5) 市債

後年度負担を考慮し、事業自体の必要性を十分検討した上で厳選すること。また、国の地方債計画、同意等基準等を把握し、補助対象事業、補助基本額、補助率等を再確認した上で、交付税算入が講じられる市債を活用し、発行額全体の抑制を図るべく適正額を見積もること。

6) 財産収入

未利用地及び公共施設の統廃合により不要になるような遊休資産等については、将来の利活用について十分検討し、財源確保の手段として積極的に有償貸付や売却処分を進めていくこと。

また、歳計現金等の資金については、様々な運用方法を検討し適切に管理すること。

旧市立天美南学校給食センター跡地、弁天池、市営住宅用地、若林地区、天美我堂配水場、阿保第2浄水場、事業の残用地

7) その他の収入

諸収入等、その他の収入については、広告掲載やインターネット公売等、民間の手法や他市での成功例を取り入れ、金額の多少にかかわらず、積極的な財源の確保を図ること。また、ふるさと納税については、地域の活性化を図る有効な財源として拡充に努めること。

◆ 歳出

1) 人件費

①人件費所要額については、平成28年4月1日の職員見込数を基礎として算定すること。

なお、時間外勤務手当については、職員の効率的な業務遂行に反映するなど、創意工夫を図った削減に努め前年度比10%減以上で要求すること。

②非常勤職員の配置については、正規職員との役割分担を明確にした上で、その必要性、専門性をゼロベースから検証し見直しを図ること。また、要求額についても、現行の業務内容や人員を正確に把握し、その配置や勤務時間など細部から徹底的に見直し、雇用人員及び雇用期間等の縮減に努め、前年度比マイナスで要求すること。

なお、要求に際しては、人事課及び財政課との事前協議を前提とし、人事課で一括計上するものとする。

2) 物件費

①旅費について

ア. 特別旅費については、部長特別旅費の範囲内で部内対応とする。なお積算に際しては計画性を持って、人数、行き先、必要性など必要最小限に止めるとともに、定期的な大会や総会等への出席及び定期的・慣例的な視察研修については差し控えること。

イ. 普通旅費については、原則前年度比10%減以上とする。

②交際費については、前年度以内とし、かつ必要最小限とする。

③賃金（人夫賃）については、前年度以内とする。

④委託料については、入札を原則として積算することとし、委託の在り方や方法を十分検討した上で、原則前年度以内で要求すること。また、要求に際しては業者の見積書を安易に計上することなく、必要最小限の範囲で委託を行うこと。

なお、各種計画書の作成などにおいて、職員で対応できる項目については、原則委託を認めないので留意すること。

※シルバーの単価については別途通知する。

⑤手数料（人的なもの）については、前年度以内とする。

⑥需用費等について

- ア. 食料費については、原則ゼロ査定とする。
- イ. 光熱水費については、地球温暖化防止の観点等から節減に努めるだけでなく、特定規模電気事業者（通称 PPS）からの電力供給による電気代の抑制を検討するなど、前年度比5%減以上とする。
- ウ. 燃料費について、使用量で前年度比5%減以上とする。市内においては自転車を活用するなど公用車の使用を抑制すること。また、単価については平成27年10月1日を基礎とし別途通知する。
- エ. 印刷製本費については、パソコン等を活用した、自前作成を原則とするとともに、ホームページ等の電子媒体や映像を用いた方法を積極的に活用し、可能な限り最少の経費で要求すること。
- オ. 通信運搬費については、電子メールや防災行政無線等を活用することとし、原則前年度比5%減以上とする。また、郵便物の発送については、部課間等で横断的に連携するなど工夫をこらし削減に努めること。
- カ. 紙の使用量については、両面印刷の徹底やペーパーレス会議の実施など積極的に削減に努めること。
- キ. その他の需用費については、原則前年度比10%減以上とする。

⑦備品購入費については、使用頻度、耐用年数、後年度負担等を考慮の上、市民サービスに直結するものに限定して要求すること。

なお、予算措置された備品購入費について、執行の遅延が見受けられることがあるが、予算を執行するに際して、その目的と誰のために行うかを認識し、購入した備品が市民サービスを高めるよう、速やかに執行すること。

⑧使用料及び賃借料については、原則前年度以内で要求することとし、土地、建物については安易に賃借することなく、既存の公有財産の活用や将来的見地からの購入など、最適な方法を検討すること。

また、契約更新に際しては、契約条件を見直し、単価や関係経費を削減すること。

⑨政策的経費における物件費（需用費、役務費、委託料等）については、単価、員数等を十分検討、精査の上要求すること。

3) 維持補修費

公共施設等については、施設利用者の安全確保に十分配慮し、松原市公共施設等総合管理計画を踏まえた年次計画等を策定の上、施設の長寿命化を図り、限られた予算の中で効率的な維持補修を図ること。

なお、施設利用者の減少や老朽化が著しい施設や整理統合が予定されている施設については、その必要性を十分に検討し、必要最小限の要求とすること。

4) 扶助費

国・府の制度によるものについては、その動向の把握に努めるとともに、近隣市町村と比較検討の上、過大に見積もることなく適正な事業費を計上すること。

また、金銭給付等の市単独事業については、その目的や効果を検証し、他の制度との整合性も十分に検討した上で、積極的に見直しを図ること。

5) 補助費等

①報償費については、別紙基準表に基づき積算することとし、事務の内容を見直した上で、前年度比5%減以上で要求すること。

②負担金、補助及び交付金について

ア. 補助金については補助金見直し基準に基づき補助対象を明確にした上で、ゼロベースから公益性、必要性を検証し整理縮小を図ること。

イ. 団体補助金については、事業補助金への速やかな転換を図るとともに団体の自立化を促進すること。

ウ. 補助金の創設については、時代のニーズに応じたもののみ要求することとし、その目的、効果についても十分検証すること。

エ. 負担金、分担金については支出効果を検証し、効果があがっていないものについては、整理縮小を進めること。また、各種協議会等への負担金は原則廃止とする。

③市民対象の傷害保険については、全国市長会の市民総合賠償補償保険に一本化して加入することとし、個別の保険加入は認めないので留意すること。

6) 公債費

償還計画を精査の上、積算するとともに、一時借入金利子についても、年度内の資金計画を精査の上、算定すること。

7) 投資的経費

①必要事業量は確保の上、工法等の見直しによるコスト縮減を図り、実施事業の選択と集中により、メリハリのある予算要求をすること。

②補助事業については、国の予算編成等の動向を的確に把握の上要求すること。なお、制度の廃止・縮小等により補助金が削減あるいは不採択になった場合、単独事業への振替は一切認めないので関係機関と十分調整を図り事業縮減又は執行中止も検討すること。また、補助金、市債等の算出に当たって

は、国・府の動向を注視し、検討、精査の上要求すること。

③事業を繰越すことがないよう現年度で完成できる範囲内で要求し、経費の積算に当たっては、技術革新、仕様品目等に検討を加え、より経済的に施工できるように研究すること。

④新たな施設の建設については、活用の度合いや既存の施設の統廃合を検討した上で要求することとし、完成後の維持管理経費等、将来にわたる財政負担が多大とならないよう留意すること。

⑤積算に当たっては、法律の基準を順守し、また、執行に関しては、工種や発注時期を考慮し工夫すること。

8) 繰出金

特別会計への繰出金については、独立採算の原則のもと、自立に向けた経営の合理化を前提に、経営健全化の更なる促進と経営基盤を強化する観点から要求することとし、総務省繰出基準を基礎に見積もること。

9) 積立金

目的、必要性等を勘案の上、積算基礎を明らかにし、経費を見積もること。

10) ICT関連経費

システムの導入については、住民サービスの向上と業務改善の視点から検証するとともに、将来におけるシステム更新経費等、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにし要求すること。なお、ICT関連経費については、担当課において積算根拠を十分把握するとともに、総務情報課と事前協議した上で要求すること。特にマイナンバー制度に関連する経費については、今後の国の動向も含めて十分に情報収集に努めた上で、積算計上すること。

以上、歳入歳出予算見積書作成に当たり、法令等に準拠するものにあっては、根拠法令、積算内訳を明確にすること。なお、歳入のうち特定財源については、必ず財源充当を行い要求すること。